平成○○年（フ）第○○○○号

破産者 ○　○　○　○

労働債権の弁済許可申請書

平成○○年○○月○○日

○○地方裁判所第○民事部○係　御中

破産管財人　○　○　○　○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ　　－　　　　－

ＦＡＸ　　－　　　　－

第１　許可を求める事項

　　頭書事件について、別紙労働債権一覧表（省略）記載の労働債権者に対し、財団債権部分及び優先的破産債権部分を合わせた退職金合計○○○万○○○○円を弁済すること。

第２　許可を求める理由

１　本件の労働債権者○○名は、全員労働債権（財団債権部分も含む。）の届出をしているが、債権調査期日は未定のため、優先的破産債権額は確定していない。

２　本件は、留保型で開始したが、換価作業が進み、一般の破産債権者に配当を行える可能性が十分にある。

３　本件は、今後も換価終了までにはかなりの期間を要する見込みである。

４　この間、労働債権者の一部からは、生活が苦しく退職金の支給を早く行ってほしい旨の要請を受けている。労働債権者が退職金の弁済を受けなければ、その生活の維持を図るのに困難を生ずるおそれがある。

５　この弁済を行ったとしても財団の現状からすれば、財団債権又は他の先順位若しくは同順位の優先的破産債権（本件では他にはないと考えている。）を有する者の利益を害するおそれはない。

６　そこで、本件の退職金には財団債権部分と優先的破産債権部分があるが、その仕分けをすることなく、財団債権の弁済（この点は、破産手続開始決定第４項（３）において許可不要行為とされているが、便宜的に労働債権の弁済許可とともに許可申請するものである。）及び破産法１０１条１項の労働債権の弁済許可に基づき弁済することが相当と考える。

　　よって、頭書のとおり、許可を求める次第である。

以上

添付書類

　収支計算書